

令和8年設楽町告示第12号

設楽町地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

設楽町長 土屋 浩

令和 8 年設楽町告示第 1 2 号

設楽町地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する要綱

設楽町地域おこし協力隊設置要綱(令和 3 年設楽町告示第26号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「則して、毎月の活動状況について設楽町地域おこし協力隊活動日誌(様式第 1)及び設楽町地域おこし協力隊活動報告書(様式第 2)を」を「定める報告書等を」に改める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

設楽町地域おこし協力隊設置要綱（令和3年設楽町告示第26号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(委託型地域おこし協力隊員の委託業務)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 第2条第2号に定める隊員は、前項の業務委託契約書に<u>定める報告書等を</u> <u>作成し、翌月5日までに町長に提出しなければならない。</u></p>	<p>(委託型地域おこし協力隊員の委託業務)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 第2条第2号に定める隊員は、前項の業務委託契約書に<u>則して、毎月の活動状況について設楽町地域おこし協力隊活動日誌（様式第1）及び設楽町地域おこし協力隊活動報告書（様式第2）を</u>作成し、翌月5日までに町長に提出しなければならない。</p>